法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

(左)	おり米男∠供男 Ⅰ	ケに規模			第6条第2項第2号に規定する会社の管理		ガツ有が及び所住地寺	_	(1) 赤江市	(g) &B 4=	(9) /II IIA	(4) 巫哥	/E/ 亚哥		
変更年月日	変更の理由		郵便 局・会 社の営 業所の 別	整理 番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便 窓口業 務	(2)銀行 窓口業 務	(3)保険窓口業務	(4)受託 郵便貯 金管理 業務	筒 簡易生 命保業 務	関連銀行又は関連保険会 社の営業所	備考
R4. 5. 30	契約解除	変更前	営業所	517540	三原中之町上簡易郵便局	0	広島県三原市中之町6-2-5	-	0	0	×	0	0	_	_
		変更後	-	ı	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4. 7. 1	業務変更	変更前	郵便局	128710	長岡高畑簡易郵便局	0	新潟県長岡市高畑町598-1	-	0	0	0	0	0	_	_
		変更後	営業所	128710	長岡高畑簡易郵便局	0	新潟県長岡市高畑町598-1	-	0	0	×	0	0	_	
R4. 7. 1	类茲亦面	変更前	郵便局	248950	多治見旭ケ丘簡易郵便局	0	岐阜県多治見市旭ケ丘10-6-33	-	0	0	0	0	0	_	_
N4. 7. 1	業務変更	変更後	営業所	248950	多治見旭ケ丘簡易郵便局	0	岐阜県多治見市旭ケ丘10-6-33	-	0	0	×	0	0	-	
D4 7 1	类茲亦面	変更前	郵便局	327320	上段簡易郵便局	0	富山県中新川郡立山町福田 5 1 8	-	0	0	0	0	0	-	_
R4. 7. 1	業務変更	変更後	営業所	327320	上段簡易郵便局	0	富山県中新川郡立山町福田 5 1 8	-	0	0	×	0	0	-	
D4 7 1	契約解除	変更前	郵便局	438670	神戸山田町簡易郵便局	0	兵庫県神戸市北区山田町原野馬場11-5	-	0	0	0	0	0	-	_
R4. 7. 1		変更後	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4. 7. 1	業務変更	変更前	郵便局	617810	千丈駅前簡易郵便局	0	愛媛県八幡浜市郷3-5-1	0	0	0	0	0	0	-	_
		変更後	営業所	617810	千丈駅前簡易郵便局	0	愛媛県八幡浜市郷3-5-1	0	0	0	×	0	0	_	
R4. 7. 1	契約解除	変更前	営業所	617880	中上簡易郵便局	0	愛媛県四国中央市妻鳥町2020-3	-	0	0	×	0	0	_	_
N4. 1. 1		変更後	_	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	_	
R4. 7. 1	契約解除	変更前	営業所	717620	内野簡易郵便局	0	熊本県葦北郡芦北町大川内625	0	0	0	×	0	0	_	_
N4. 1. 1		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	=	-	-	
R4. 7. 1	業 務亦 更	変更前	郵便局	718910	湯出簡易郵便局	0	熊本県水俣市湯出1398	0	0	0	0	0	0	-	_
N4. (. 1	業務変更	変更後	営業所	718910	湯出簡易郵便局	0	熊本県水俣市湯出1398	0	0	0	×	0	0	_	
R4. 7. 1	契約解除	変更前	営業所	727400	床木簡易郵便局	0	大分県佐伯市弥生床木1288-2	0	0	0	×	0	0	_	_
NT. 1. 1	天平7月年 休	変更後	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4. 7. 1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
N4. 1. 1	关 利新柏	変更後	営業所	748890	京町簡易郵便局	0	福岡県八女市本町179-17	0	0	0	×	0	0	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日		J (- NEX	郵局・公所の会員のの	整理番号	界 0 未第 2 頃第 2 芳に規定する芸性の 名称	簡易	所在地	過疎地	(1)郵便 窓口業 務	(2)銀行 窓口業 務	(3)保険窓口業務	(4)受託 郵便貯 金管理 業務	(5)受託簡易生命保険	関連銀行又は関連保険会 社の営業所	備考
D4 7 1	契約解除	変更前	営業所	857120	名木沢簡易郵便局	0	山形県尾花沢市名木沢831-3	0	0	0	×	0	0	-	
R4. 7. 1		変更後	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	_
R4. 7. 1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	=	-	-	-	
R4. 7. 1	关水1种和	変更後	営業所	867800	浦田簡易郵便局	0	秋田県男鹿市脇本浦田大保田4	0	0	0	×	0	0	-	
R4. 7. 4	☆ に ⇒0.	変更前	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
K4. 7. 4	新設	変更後	郵便局	125830	新潟上山郵便局	-	新潟県新潟市中央区女池上山5-5-8	-	0	0	0	0	0	_	
R4. 7. 4	移転	変更前	郵便局	211510	名古屋呼続郵便局	-	愛知県名古屋市南区呼続2-13-12	-	0	0	0	0	0	-	_
K4. 7. 4		変更後	郵便局	211510	名古屋呼続郵便局	-	愛知県名古屋市南区呼続1-18-1	_	0	0	0	0	0	_	
R4. 7. 4	移転	変更前	郵便局	412380	東成深江南郵便局	-	大阪府大阪市東成区深江南3-20-17	-	0	0	0	0	0	-	_
N4. 1. 4		変更後	郵便局	412380	東成深江南郵便局	-	大阪府大阪市東成区深江南3-19-14	-	0	0	0	0	0	-	
R4. 7. 19	移転	変更前	郵便局	022160	横浜久保町郵便局	-	神奈川県横浜市西区久保町22-4	-	0	0	0	0	0	-	
K4. 7. 19		変更後	郵便局	022160	横浜久保町郵便局	-	神奈川県横浜市西区久保町24-35	_	0	0	0	0	0	_	
R4. 7. 19	移転	変更前	郵便局	053470	習志野谷津郵便局	-	千葉県習志野市谷津4-3-7	-	0	0	0	0	0	-	_
N4. 7. 19		変更後	郵便局	053470	習志野谷津郵便局	-	千葉県習志野市谷津4-3-10	-	0	0	0	0	0	-	
R4. 7. 19	移転	変更前	郵便局	081360	小菅郵便局	-	山梨県北都留郡小菅村4688	0	0	0	0	0	0	_	_
N4. 7. 13		変更後	郵便局	081360	小菅郵便局	-	山梨県北都留郡小菅村4703-1	0	0	0	0	0	0	_	
R4. 7. 19	我転, 改称	変更前	郵便局	312290	小松京町郵便局	-	石川県小松市京町20-1	-	0	0	0	0	0	_	
N4. 7. 19	移転・改称	変更後	郵便局	312290	小松城南郵便局	_	石川県小松市下牧町536	-	0	0	0	0	0	-	
R4. 7. 19	住居表示変更	1	郵便局	743430	元岡郵便局	-	福岡県福岡市西区田尻2067-3	-	0	0	0	0	0	-	_
K4. 7. 19	<u> </u>		郵便局	743430	元岡郵便局	_	福岡県福岡市西区学園通2-2067-3	-	0	0	0	0	0	-	
R4. 7. 23	廃止	変更前	郵便局	243270	岐阜御杉郵便局	-	岐阜県岐阜市御杉町27-2	-	0	0	0	0	0	-	_
N4. 1. 23		変更後	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日			郵局・対している。		おり宋弟と境界と方に死止する云社の 名称	簡易郵便局		過疎地	(1)郵便 窓口業 務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託 郵便貯 金管理 業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会 社の営業所	備考
R4. 7. 25	移転	変更前	郵便局	020230	上溝郵便局	-	神奈川県相模原市中央区上溝6-2-24	-	0	0	0	0	0	-	
		変更後	郵便局	020230	上溝郵便局	-	神奈川県相模原市中央区上溝5-12-2	-	0	0	0	0	0	-	
R4. 7. 30	契約解除	変更前	営業所	228330	津大里簡易郵便局	0	三重県津市大里窪田町北一色1661	-	0	0	×	0	0	-	
		変更後	-	-	_	-	-	_	-	-	_	_	-	_	
R4. 7. 30	契約解除	変更前	営業所	547890	美作楢原簡易郵便局	0	岡山県美作市楢原上296-2	0	0	0	×	0	0	_	_
		変更後	-	-	_	-	_	_	-	-	_	_	-	-	
R4. 7. 30	契約解除	変更前	営業所	838500	日形簡易郵便局	0	岩手県一関市花泉町日形町裏180-5	0	0	0	×	0	0	-	
K4. 7. 30		変更後	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
R4. 7. 30	契約解除	変更前	営業所	907330	優徳簡易郵便局	0	北海道伊達市大滝区優徳町86	0	0	0	×	0	0	_	_
		変更後	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	

- 注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。
- 2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。
- 3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。
- 4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「〇」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。
- 5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は 「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。